輸第10372号	硝酸石灰	14.0硝酸石灰	有限会社興農社	東京都千代田区神田錦町二丁目９番地
輸第10373号	硫酸加里	硫酸加里	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目３番地15
輸第10374号	硫酸加里	硫酸加里PS―50	谷商株式会社	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目６番９号
輸第10375号	塩化加里	60.0塩化加里	パーカー川上株式会社	東京都中央区日本橋人形町二丁目22番１号
輸第10378号	甲殻類質肥料粉末	カニ殻	アグリコマース株式会社	佐賀県神埼市神埼町尾崎3861番地１
輸第10379号	化成肥料	有機入り化成６－８－２	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第10380号	化成肥料	有機入り化成７－９－５Ｂ	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第10381号	化成肥料	化成肥料８－８－８	POSCO大宇ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
輸第10383号	配合肥料	ファーチサル２号	ファームランドトレーディング株式会社	東京都港区虎ノ門三丁目22番１号
輸第10384号	消石灰	消石灰	株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地１
輸第10386号	硫酸苦土肥料	にがり苦土25肥料	有限会社あすなろ舎	茨城県水戸市見川町2131番地の1188

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成三十年四月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の氏名又は名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第68981号	鉱さいけい酸質肥料	くみあいけい酸苦土石灰特１号	日清鋼業株式会社	兵庫県神戸市中央区脇浜町２丁目11番14号
生第71044号	液状複合肥料	尿素有機入り複合液肥８号	三興株式会社	大阪府吹田市西御旅町７番16号
生第72725号	鉱さいけい酸質肥料	くみあい粒状けい酸苦土石灰２号	日清鋼業株式会社	兵庫県神戸市中央区脇浜町２丁目11番14号
生第73680号	混合りん酸肥料	粒状ようりん珪酸苦土石灰特１号	日清鋼業株式会社	兵庫県神戸市中央区脇浜町２丁目11番14号
生第73701号	鉱さいけい酸質肥料	粒状珪酸苦土石灰特２号	日清鋼業株式会社	兵庫県神戸市中央区脇浜町２丁目11番14号
生第75384号	混合りん酸肥料	くみあい粒状パールアップ28	日清鋼業株式会社	兵庫県神戸市中央区脇浜町２丁目11番14号
生第78005号	配合肥料	草地カリなし40号	くみあい肥料株式会社	岩手県花巻市二枚橋第５地割146番地
生第80024号	混合りん酸肥料	くみあい粒状ようりんけい酸苦土石灰特１号	日清鋼業株式会社	兵庫県神戸市中央区脇浜町２丁目11番14号
生第84553号	汚泥発酵肥料	サン・ブレスかのや	鹿屋市	鹿児島県鹿屋市共栄町20番１号
生第85350号	配合肥料	ウォーターファーム（果菜用）	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第88440号	化成肥料	ジシアン・有機入り化成222	大成肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町石町47番地
生第102487号	配合肥料	草地NP260号	くみあい肥料株式会社	岩手県花巻市二枚橋第５地割146番地
輸第13336号	化成肥料	化成肥料IK555	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第13337号	化成肥料	化成肥料IK838号	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき、次のように生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年四月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

１　生産業者の住所の変更

登録番号　生第100900号

変更前　鳥取県鳥取市湖山町東三丁目60番地

変更後　鳥取県鳥取市河原町布袋518番地３

２　肥料の名称の変更

登録番号　生第68290号

変更前　有機入り白ゆり888号

変更後　光有機入り白ゆり888号

○農林水産省告示第九百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県岩手郡雫石町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び雫石町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県佐賀市富士町大字上無津呂字大藤一八二六の二・二八二六の一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健